

第十三号様式の十九（南極調査員の不在者投票における投票送信用紙用封筒の様式）（第十条の十三関係）

表

注意
投票送信用紙の必要事項記載部分をはり付けてください。

裏

市（区）（町）（村）
選挙管理委員会 印

備考

- 一 投票送信用紙用封筒に押すべき南極投票指定市町村の選挙管理委員会の印については、第十三号様式の十八の備考四及び五に準ずる。
- 二 投票送信用紙用封筒は、投票送信用紙の投票記載部分を入れた場合において外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。